

(案)

廃棄物リサイクル技術を活用した循環型社会・脱炭素社会づくりに関する連携協定

千葉市(以下、「甲」という。)、JFE エンジニアリング株式会社(以下、「乙」という)及びJ&T 環境株式会社(以下、「丙」という。)は、相互の連携に関し、次のとおり協定(以下、「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 甲乙丙は、先端的な廃棄物リサイクル技術の開発・活用に連携・協力して取り組むことにより、循環型社会・脱炭素社会を構築することを目的として本協定を締結する。

(連携事項)

第2条 甲乙丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) プラスチック原料化の開発等に関すること。
- (2) 千葉市の廃棄物処理の高度化に関すること。
- (3) 3R+Renewable の普及などの環境教育の推進及び情報発信に関すること。
- (4) その他、廃棄物・資源循環分野におけるカーボンニュートラルの取り組みに関すること。

2 甲乙丙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲乙丙が合意の上、決定する。

(守秘義務)

第3条 甲乙丙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙丙いずれからも申し出がないときは、本協定の有効期間を同一条件で1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙が協議して定めるものとする。

2 甲乙丙のいずれかから本協定の内容の変更の申し出があったときは、協議の上、必要な変更を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年2月27日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷俊一

乙 横浜市鶴見区末広町2丁目1番地
JFEエンジニアリング株式会社
常務執行役員 薄木徹也

丙 横浜市鶴見区弁天町3番地1
J&T環境株式会社
代表取締役社長 露口哲男